

## 日本人とフィリピン人の間に生まれた子どもたちと母親の支援に取り組む

特定非営利活動法人  
JFC ネットワーク

東弁人権賞を受賞した「特定非営利活動法人 JFC ネットワーク」の伊藤里枝子さんにインタビューをした。また、タガログ語の通訳として、家事調停などで日頃感じていることについてもお話を伺った。

(聞き手・構成：中島美砂子)

## 特定非営利活動法人 JFC ネットワーク

1994年5月設立。JFCとは「Japanese-Filipino Children」の略称。日本人とフィリピン人を両親に持つ子どもたちとその母親たちに対して、JFC 弁護士と連携した法的支援や行政手続き支援および生活支援を含めた人権擁護に関する事業をおこなう。1998年にはフィリピン現地事務所「マリガヤハウス」を設立。父親からの連絡が途絶えた母子からの相談を現地で直接受けている。

—フィリピンの女性や子どもたちに対する支援をされる背景的事情を教えてください。

伊藤：フィリピンの女性は国内で仕事をしなくても仕事がなかなか見つかりません。そのため、1980年代以降、家族の生活を支えるため、日本に働きに行く女性が増えました。女性たちは、短期で収入が得やすいエンターテイナーとして働く目的で興行ビザで来日します。来日すると、ショーとしてダンスをしたり、歌ったりするのですが、接客することも余儀なくされます。日本で接客するうちに、特定の男性客と親しくなって、恋愛関係になり、結婚したり、妊娠ということもあります。妊娠すると、フィリピンへ帰国してから出産する人が多く、当初は、子どもの父親である日本人男性も生活費を送金しますが、連絡が途絶えてしまうことが少なくありません。こうして、父親が送金をしなくなったり、音信不通になってしまったため、経済的にも精神的にも苦しい生活を余儀なくされている子どもたちやその母親に対して、さまざまな支援をしています。

—そうすると帰国したフィリピン在住の子どもたちや女性

に対する支援をされているのですか。

伊藤：はい。日本に定住しているフィリピン人女性や子どもたちのサポートもしていますが、全体の3割くらいです。残りの7割は、フィリピンに帰国した母親やその子どもたちに対するサポートです。フィリピンには「マリガヤハウス」という事務所を設けて女性や子どもたちの相談を受けています。「マリガヤ」とはタガログ語で「幸せ」という意味で、子どもたちに幸せになってほしいという意味を込めて名づけました。フィリピン在住の子どもたちや女性のサポートをしているところに私たちの活動の特色があると思います。

—弁護士とも連携することが多いのですか。

伊藤：はい。フィリピン在住の女性からの相談では、日本人男性の父親に対する養育費や認知請求が多いです。ですから、調停や訴訟を起こす前提として、まず父親を探すことから始めなければなりません。こうした法的手続を採るためには弁護士の協力が不可欠です。ただ、依頼者が外国人であるためコミュニケーションをとることが難しいですし、また、弁護士費用の問題もあり、なか

なか引き受けてもらえません。また、多くの弁護士の事務所は、東京に集中していますから、相手方である父親が地方に住んでいるケースについては特に弁護士への依頼が難しくなっています。地方の弁護士さんたちからどのように協力を得るかが今後の大きな課題で、弁護士の皆さんには在外のこうした女性や子どもたちの人権を擁護する必要性を理解してほしいです。

—「養育費を払わない」とか「自分の子どもではない」と主張する日本人男性は多いのでしょうか。

伊藤：実際のところ、女性との関係を否定する男性はあまりいません。ほんの短い間でも、フィリピン人女性との交際は真剣だったという男性が多いのです。ですから、養育費を請求すれば、きちんと払ってくる男性は少なくありません。ただ、男性の方が経済的に苦しくなって自分の生活で手一杯になる、中には多額の借金を負ったり、ホームレスになってしまう人もいます。特にバブル経済の頃に、羽振りがよかったけれども、現在は非常に経済的に苦しい立場であることが多いですね。

一方で、フィリピン人女性にも母親として責任の一端があることは否定できないと思います。日本人男性が子どものために使ってほしいと考えて送金しても、女性の方が子どものためだけでなく、自分の家族のための生活費として使い果たしてしまうことがよくあります。フィリピンでは大家族が普通ですから、日本から送金されれば、送金をしてくれる父親の子だけではなく、その他の子どもや、親、きょうだい、親戚のために使ってしまう、もっと養育費を送金してほしいと求めるのです。私たちは、子どもたちの成長にとって必要な送金ですから、何とか子どもたちのために使わせるように助言はしますが、自分の周りに貧しい思いをしている家族がいれば、その子だけに送られてきたからと言って他の家族を飢えさせることはできませんよね。私たちが一番に考えなくてはならないのは、子どもたちの幸せです。生まれてきた子どもには何の責任もないのです。男女関係の良し悪しではありません。

—最近、国籍確認訴訟をサポートされているそうですね。

伊藤：新聞でも報道されましたが、2006年3月29日に東京地裁で、外国人の母親から生まれた子どもで、日本人の父親が出生した後に認知した場合は、父母の婚姻を国籍取得の要件としている国籍法3条1項の規定を違憲とした判決が出されました(判時1932号51頁。なお、



2007年2月27日に出された控訴審判決では、第1審と反対の結論が出されてしまい、現在、最高裁に上告しています)。日本で生まれて育った子どもたち9人は、自分のことを外国人だと思っていません。日本が自分の国つまり母国だと思い、自分を日本人だと思っていません。日本国籍を持つことは、日本人の父を持つ子どもたちの権利ですから。

—ところで、伊藤さんは、タガログ語の通訳もされているそうですね。

伊藤：はい。刑事事件の法廷通訳もしていますが、民事・家事事件の通訳として立ち会うこともあります。特に、家事事件では、人間の感情が入ることもあってか、法律で解決することの限界を感じます。また、調停の席で、夜のクラブなどで働くフィリピン人女性に対する司法関係者の見方はまだまだ冷たいと感じます。女性がどんなに自分の窮状を訴えてもなかなか聞き入れてはもらえません。そうになると、女性も「裁判官や調停委員は日本人の味方なのか」と落胆してしまいます。フィリピン人女性に対する偏見を取り除いていかなければなりません。

—これからの抱負を聞かせてください。

伊藤：昨年は、私たちの団体も法人格を取得したのですが、財政的な基盤が安定したわけではなく、依然として非常に厳しい状況が続いています。子どもたちや女性へのサポートにあたるスタッフの充実も急務です。また、国籍確認訴訟のように、フィリピン人女性と子どもたちをはじめ、外国人をめぐる家族関係にはさまざまな法的な問題があります。こうした問題点を1つ1つ考え、社会にアピールし、将来的には法改正をめざせるような活動をしていきたいと思っています。